

議会報告会での要望・意見に関する事業等の進捗状況調査表

課等の名称

生活環境課

項目		高出地区 NO.9		塩尻市のゴミ処理手数料				
議会報告会での要望・意見		内容	ゴミ処理手数料が松本市と違うが、今後一緒になっていくのか。					
担当部課での対応状況	地域づくり課	地元からの要望		1	あり	時期	年度	
				2	なし			
	担当課	要望・意見について	1 把握していない	1	今後実施可能	実施時期	年度	
				2	今後実施は困難	具体的な理由	※ 別欄へご記入ください	
			2 把握している	1	把握しているが未実施	具体的な理由	※ 別欄へご記入ください	
				2	実施計画策定	時期	年度	
				3	予算措置	時期	年度	
					予算額		千円	
				4	事業完了	時期	年度	月
					事業に要した額		千円	
5	次年度以降取組み予定							
関係法令・内部規程等 (関連法令があればご記入ください。)		関係法令						
		内部規程						
総合計画との関連 (総合計画との関連があればご記入ください。)		第3章 環境と共生するまちをともにつくる 第2節 資源を大切に作る社会をつくる 第2項 ごみの減量とリサイクルを促進します 主な事業 廃棄物収集運搬処理事業						
※実施困難な理由 (障害となるもの等を具体的に記入ください。)		資源化するごみよりも環境への負荷が大きい「燃やすごみや埋立てるごみ」の分別を促し、減らしていく方法の一つとして、ごみ処理経費を受益者(ごみを出す人)に一部負担(手数料)していただく「ごみ処理有料化」を、平成17年10月から導入し、分別してごみを少なくする人はごみ処理費の負担が小さくなる制度を運用しており、本市のごみ処理費は、市費(税)と手数料で賄っていますが、一方、松本市は、市費(税)ですべてを賄っております。このため、ごみ袋を購入する場合、塩尻市は「袋代+手数料」、松本市は「袋代のみ」となっています。本市は、この制度によりごみ量は減少し資源化が進んでいます。本年4月から、塩尻市・松本市・山形村・朝日村の4市村で構成する松塩地区広域施設組合による可燃ごみの共同処理が始まりましたが、可燃ごみの処理に係る経費を可燃ごみ量に応じて負担し合っているため、本市は少ない負担で済んでおります。この制度による、ごみ減量や分別意識が維持継続されておりますので、変更をする考えは今のところありませんが、松本市は本市のような制度(有料化)について、市民を交えて研究されているようです。						
その他 特記事項 (既に取り組んでいる場合、どんな取組みをされているのか、また今後どのような取組みをされる予定があるかなどをご記入ください)								